

資料 2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月	フィルター捕集一質量法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定法
<p>備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</p> <p>4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に残される粒子をいう。</p>			

資料 2 - 2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

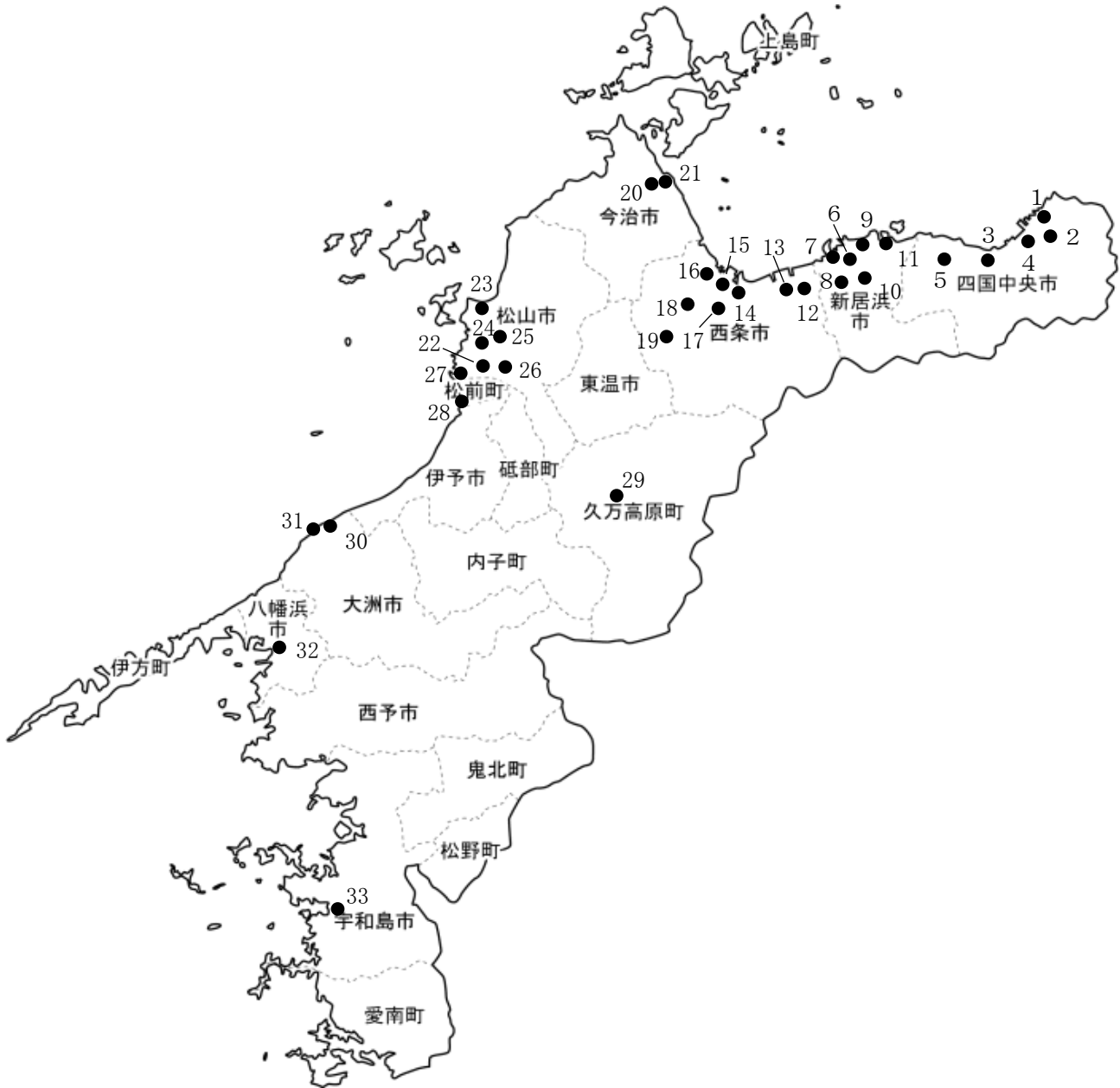
物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月	同上
<p>備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</p>			

資料 2-3 環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考 1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が 6,000 時間以上の場合を対象とする。 3 日平均値の評価は、20 時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。 4 日平均値の 2% 除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365 日分の日平均値の場合は、365 日の 2% に当たる 7 日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365 日分の日平均値の高い方から 8 番目の値となる。）		

物質	環境基準による評価方法
光化学オキシダント	昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。
二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。
微小粒子状物質	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m ³ 以下であれば環境基準達成である。
備考 二酸化窒素及び微小粒子状物質については、年間の測定時間が 6,000 時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間 98% 値とは、年間に得られた日平均値（20 時間以上測定の日を対象とする。）の低い方から 98% に相当する日平均値をいう。（365 日分の日平均値の場合は、365 日の 98% に当たる 358 日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、356 日分の日平均値の低い方から 358 番目の値となる。） また、微小粒子状物質に係る年平均値とは、年間に得られた日平均値（20 時間以上測定の日を対象とする。）の総和を測定日数で除した値をいう。	

資料2-4 大気汚染常時監視測定局配置図



地域	市町	測定局
東予地域	四国中央市	1 吉祥院 2 川之江 3 寒川 4 伊予三島 5 土居
	新居浜市	6 金子 7 新居浜工校 8 中村 9 高津 10 泉川 11 多喜浜
	西条市	12 飯岡 13 西条 14 禎瑞 15 広江 16 東予 17 石根 18 丹原 19 来見
	今治市	20 今治 21 今治旭
	松山市	22 富久町 23 和氣 24 味生 25 本町消防 26 朝生田 27 垣生小学校
中予地域	松前町	28 松前
	久万高原町	29 久万高原
南予地域	大洲市	30 大屋 31 港務所
	八幡浜市	32 八幡浜
	宇和島市	33 宇和島

資料 2-5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町	番号	測定局名	項目数	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	風向	風速	温度	湿度	日射量	気圧	一酸化炭素	三酸化窒素	オゾン	総炭化水素	メタン	揮発性有機化合物	一酸化炭素	PM2.5	PM10	接続	
四国中央市	1	吉祥院	4	○	○	○	○														○	
	2	川之江	11	△	△	△	△					○	○	○	○	○	○			○	○	
	3	寒川	4	△	△	△	△														○	
	4	伊予三島	8	○	○	○	○					○	○	○						○	○	
	5	土居	4	○	○	○	○														○	
新居浜市	6	金子	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	7	新居浜工高	4	○	○	○	○														○	
	8	中村	12	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	9	高津	10	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△			○	
	10	泉川	8	○	○	○	○					△	△	△	△	△	△	△			○	
	11	多喜浜	4	△	△	△	△														○	
西条市	12	飯岡	4	○	○	○	○														○	
	13	西条	11	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○			○	○	
	14	禎瑞	4	△	△	△	△														○	
	15	広江	4	△	△	△	△														○	
	16	東予	8	○	○	○	○					○	○	○						○	○	
	17	石根	4	○	○	○	○														○	
	18	丹原	4	○	○	○	○														○	
今治市	20	今治	1	△																	○	
	21	今治旭	1																		○	
松山市	22	富久町	11	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△			△	△	
	23	和気	7	△	△	△	△					△	△							△	△	
	24	味生	7	△	△	△	△					△	△							△	△	
	25	本町消防	1																		△	△
	26	朝生田	12	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△		△	△	
	27	垣生小学校	12	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△		△	△	
松前町	28	松前	3			○	○													○	○	
久万高原町	29	久万高原	1																	○	○	
大洲市	30	大屋	5	○	○	○	○													○	○	
	31	港務所	4	△	△	△	△														○	
八幡浜市	32	八幡浜	1																	○	○	
宇和島市	33	宇和島	1																	○	○	
合計			194	26	25	27	27	1	1	1	1	13	13	11	9	9	9	4	17	31		

※○：県設置、△：市設置

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

資料 2-6 二酸化硫黄測定結果（平成 26 年度）

市町名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
							(日)	(%)	(日)	(%)				
四国中央市	吉祥院	86	商	365	8731	0.006	0	0.0	0	0.0	0.023	0.010	○	0
	川之江	86	未	362	8677	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	○	0
	寒川	86	未	350	8378	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0
	伊予三島	86	住	362	8600	0.003	0	0.0	0	0.0	0.040	0.007	○	0
新居浜市	土居	100	未	364	8717	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.010	○	0
	金子	85	住	365	8724	0.006	0	0.0	0	0.0	0.037	0.013	○	0
	新居浜工高	85	住	365	8720	0.008	0	0.0	0	0.0	0.054	0.016	○	0
	中村	85	未	362	8630	0.002	0	0.0	0	0.0	0.068	0.008	○	0
	高津	85	未	365	8669	0.002	0	0.0	0	0.0	0.024	0.005	○	0
	多喜浜	85	住	364	8721	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.009	○	0
西条市	飯岡	85	未	364	8674	0.003	0	0.0	0	0.0	0.053	0.009	○	0
	西条	85	住	362	8647	0.003	0	0.0	0	0.0	0.049	0.008	○	0
	禎瑞	85	他	365	8728	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	○	0
	広江	87	未	364	8718	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.010	○	0
	東予	87	住	365	8711	0.004	0	0.0	0	0.0	0.035	0.009	○	0
	石根	87	未	365	8664	0.002	0	0.0	0	0.0	0.020	0.005	○	0
	丹原	100	未	365	8713	0.004	0	0.0	0	0.0	0.067	0.008	○	0
今治市	来見	100	未	365	8727	0.005	0	0.0	0	0.0	0.029	0.011	○	0
	今治	84-2	住	364	8731	0.005	0	0.0	0	0.0	0.034	0.011	○	0
松山市	富久町	84	未	359	8604	0.003	0	0.0	0	0.0	0.051	0.008	○	0
	和気	84	未	355	8550	0.003	0	0.0	0	0.0	0.038	0.007	○	0
	味生	84	住	360	8620	0.005	0	0.0	0	0.0	0.069	0.012	○	0
	朝生田	84	商	362	8618	0.002	0	0.0	0	0.0	0.031	0.006	○	0
	垣生小学校	84	準工	364	8638	0.005	0	0.0	0	0.0	0.095	0.013	○	0
大洲市	大屋	100	未	363	8705	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.008	○	0
	港務所	100	未	358	8592	0.005	0	0.0	0	0.0	0.025	0.010	○	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2-7 一酸化炭素測定結果（平成 26 年度）

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となつたことがある時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			(日)			(時間)	(回)	(%)	(日)	(%)	(時間)				
新居浜市	中村	未	359	8578	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.8	○	0
松山市	本町消防	商	363	8637	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8.2	0.7	○	0
	朝生田	商	356	8601	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.6	○	0
	垣生小学校	準工	362	8633	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.2	0.4	○	0

資料 2-8 浮遊粒子状物質測定結果（平成 26 年度）

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			(日)			(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)				
四国中央市	吉祥院	商	365	8730	0.024	0	0.0	0	0.0	0.131	0.052	○	0
	川之江	未	365	8736	0.032	1	0.0	1	0.3	0.207	0.066	○	0
	寒川	未	357	8626	0.022	0	0.0	0	0.0	0.174	0.051	○	0
	伊予三島	住	365	8730	0.024	0	0.0	0	0.0	0.106	0.055	○	0
	土居	未	364	8708	0.022	0	0.0	0	0.0	0.159	0.053	○	0
新居浜市	金子	住	360	8624	0.031	0	0.0	0	0.0	0.158	0.059	○	0
	新居浜工高	住	344	8246	0.028	1	0.0	0	0.0	0.237	0.069	○	0
	中村	未	365	8696	0.026	1	0.0	0	0.0	0.259	0.061	○	0
	高津	未	364	8718	0.023	0	0.0	0	0.0	0.128	0.056	○	0
	多喜浜	住	365	8727	0.024	0	0.0	0	0.0	0.117	0.053	○	0
西条市	飯岡	未	365	8731	0.024	0	0.0	0	0.0	0.129	0.056	○	0
	西条	住	364	8717	0.029	0	0.0	0	0.0	0.136	0.058	○	0
	禎瑞	他	365	8729	0.017	0	0.0	0	0.0	0.130	0.044	○	0
	広江	未	360	8624	0.026	0	0.0	0	0.0	0.198	0.057	○	0
	東予	住	365	8706	0.025	0	0.0	0	0.0	0.167	0.056	○	0
	石根	未	330	7961	0.025	0	0.0	0	0.0	0.150	0.054	○	0
	丹原	未	363	8696	0.028	1	0.0	1	0.3	0.225	0.066	○	0
	来見	未	365	8727	0.018	0	0.0	0	0.0	0.103	0.048	○	0
松山市	富久町	未	364	8674	0.021	0	0.0	0	0.0	0.146	0.049	○	0
	和気	未	359	8634	0.024	0	0.0	0	0.0	0.134	0.055	○	0
	味生	住	362	8669	0.024	0	0.0	0	0.0	0.145	0.054	○	0
	朝生田	商	362	8660	0.021	0	0.0	0	0.0	0.156	0.046	○	0
	垣生小学校	準工	364	8681	0.020	0	0.0	0	0.0	0.143	0.047	○	0
大洲市	大屋	未	364	8740	0.023	0	0.0	0	0.0	0.120	0.052	○	0
	港務所	未	358	8592	0.019	0	0.0	0	0.0	0.150	0.047	○	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2-9 窒素酸化物測定結果（平成 26 年度）

市名	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)							二酸化窒素 (NO ₂)							窒素酸化物 (NO _x)				
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値		
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
四国中央市	川之江	未	365	8724	0.006	0.082	0.017	0.015	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0	0.021	0.122	0.043	71.9
	伊予三島	住	364	8713	0.004	0.20	0.013	0.01	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	0.014	0.207	0.035	72.3
新居浜市	金子	住	363	8651	0.002	0.070	0.008	0.013	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.015	0.106	0.034	85.2
	中村	未	361	8633	0.004	0.074	0.013	0.014	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.018	0.106	0.037	78.2
	高津	未	361	8623	0.002	0.049	0.008	0.011	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.013	0.088	0.028	87.0
	泉川	住	363	8630	0.003	0.085	0.014	0.015	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.018	0.108	0.042	81.6
西条市	西条	住	360	8598	0.003	0.061	0.010	0.012	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.014	0.098	0.032	81.9
	東予	住	359	8597	0.001	0.033	0.005	0.007	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	0.008	0.059	0.018	83.3
松山市	富久町	未	358	8579	0.002	0.096	0.007	0.010	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.012	0.100	0.026	83.9
	和気	未	362	8638	0.004	0.114	0.015	0.010	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.014	0.166	0.036	72.1
	味生	住	362	8629	0.003	0.071	0.010	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.013	0.104	0.031	79.7
	朝生田	商	355	8535	0.010	0.139	0.025	0.016	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.026	0.196	0.051	60.7
	垣生小学校	準工	357	8552	0.002	0.072	0.009	0.012	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.015	0.100	0.032	84.2

備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料 2-10 光化学オキシダント測定結果 (平成 26 年度)

市町名	測定局	用途地域	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 日最高1 時間値の 年平均値
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
四国中央市	川之江	未	365	5419	0.030	76	317	0	0	0.106	0.047
	伊予三島	住	363	5391	0.039	127	723	0	0	0.111	0.056
新居浜市	金子	住	364	5406	0.033	94	436	0	0	0.109	0.050
	中村	未	365	5415	0.029	64	268	0	0	0.090	0.045
	高津	未	363	5394	0.036	115	611	0	0	0.119	0.054
	泉川	住	355	5267	0.030	69	269	0	0	0.096	0.047
西条市	西条	住	365	5421	0.031	81	394	0	0	0.102	0.048
	東予	住	365	5423	0.035	112	564	0	0	0.104	0.052
松山市	富久町	未	365	5347	0.030	49	209	0	0	0.093	0.043
	朝生田	商	365	5357	0.026	46	235	0	0	0.095	0.040
	垣生小学校	準工	365	5357	0.029	60	286	0	0	0.102	0.043

資料 2-11 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果 (平成 26 年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値 の年間 98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその 割合	
			(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	364	17.7	41.1	19	5.2
	伊予三島	住	364	18.9	42.9	28	7.7
新居浜市	金子	住	364	18.7	42.4	22	6.0
	中村	未	327	18.7	39.7	17	5.2
西条市	西条	住	362	19.1	43.6	25	6.9
	東予	住	364	19.8	45.4	28	7.7
今治市	今治旭	商	361	17.4	36.7	12	3.3
松山市	富久町	未	365	17.4	37.9	13	3.6
	和気	未	363	19.1	41.1	17	4.7
	味生	住	363	18.1	41.6	14	3.9
	朝生田	商	364	17.6	40.2	15	4.1
	垣生小学校	準工	364	16.4	38.1	10	2.7
松前町	松前	未	362	15.2	37.7	9	2.5
久万高原町	久万高原	他	360	9.8	27.3	1	0.3
大洲市	大屋	未	364	17.1	38.5	15	4.1
八幡浜市	八幡浜	商	363	14.9	35.9	8	2.2
宇和島市	宇和島	住	363	12.5	29.7	4	1.1

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

資料 2-12 非メタン炭化水素測定結果（平成 26 年度）

市町名	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時 における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	8477	0.08	0.08	350	0.33	0.00	10	2.9	1	0.3
新居浜市	金子	住	8423	0.23	0.26	342	0.68	0.09	247	72.2	72	21.1
	中村	未	8661	0.13	0.14	365	0.39	0.03	41	11.2	1	0.3
	高津	未	8409	0.12	0.14	353	0.42	0.04	46	13.0	5	1.4
	泉川	住	8658	0.22	0.24	365	0.72	0.11	249	68.2	46	12.6
西条市	西条	住	8651	0.13	0.11	363	0.56	0.02	15	4.1	3	0.8
松山市	富久町	未	8611	0.1	0.10	364	0.33	0.01	9	2.5	1	0.3
	朝生田	商	8638	0.13	0.16	365	0.43	0.05	74	20.3	4	1.1
	垣生小学校	準工	8637	0.11	0.13	364	0.43	0.04	22	6.0	3	0.8

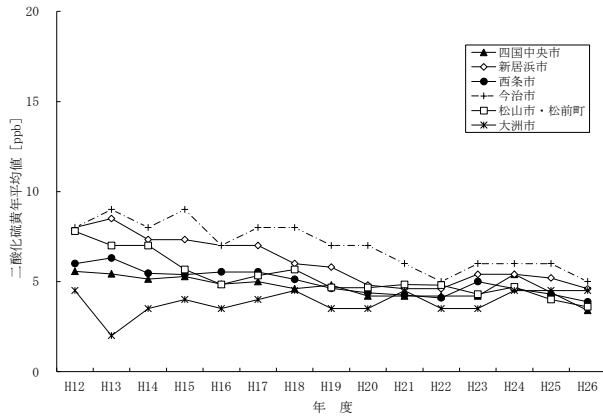
表 2 - 13

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 成分分析結果 (平成26年度)

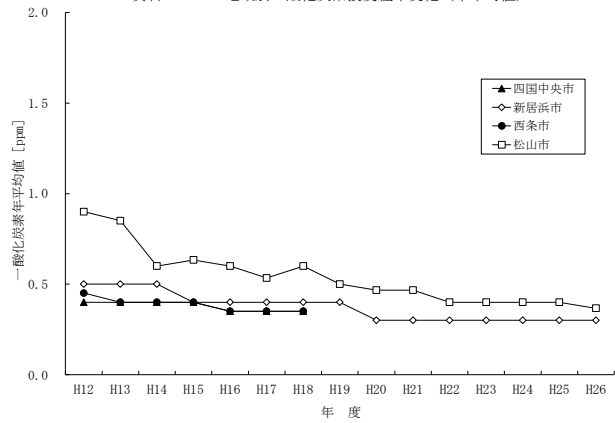
地 点	新居浜市					宇和島市					
	季節	春	夏	秋	冬	年平均	春	夏	秋	冬	年平均
質量濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		22.7	14.6	15.5	16.2	17.3	17.0	8.20	9.16	8.57	10.7
イオン成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Cl ⁻	0.053	0.020	0.046	0.13	0.061	0.011	0.016	0.014	0.048	0.022
	NO ₃ ⁻	1.3	0.22	0.93	1.3	0.92	0.12	0.022	0.080	0.29	0.13
	SO ₄ ²⁻	6.3	5.0	3.5	3.2	4.5	5.8	3.2	2.4	3.2	3.7
	Na ⁺	0.12	0.16	0.086	0.032	0.10	0.084	0.068	0.034	0.029	0.054
	NH ₄ ⁺	2.8	1.9	1.7	1.8	2.0	2.2	1.1	0.94	1.4	1.4
	K ⁺	0.13	0.094	0.11	0.057	0.096	0.084	0.060	0.059	0.075	0.070
	Mg ²⁺	0.011	0.018	0.0070	-	0.012	0.010	0.0081	0.0054	-	0.0079
Ca ²⁺	0.14	0.043	0.028	0.018	0.058	0.062	0.021	0.020	0.026	0.032	
無機元素 (ng/m^3)	Na	130	100	100	110	110	80	35	73	33	55
	Al	150	25	39	49	65	110	12	21	26	42
	Si	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	K	200	65	170	130	140	130	39	99	92	91
	Ca	120	15	40	38	54	53	8.6	12	29	26
	Sc	-	0.070	-	-	0.070	0.12	0.037	-	0.025	0.060
	Ti	11	2.4	3.9	4.5	5.4	7.8	0.53	1.3	2.0	2.9
	V	10	7.5	3.7	3.7	6.2	3.2	2.1	1.8	1.5	2.2
	Cr	1.5	0.73	1.2	1.8	1.3	0.97	0.32	0.37	0.45	0.53
	Mn	14	5.7	11	11	11	5.0	0.50	2.2	2.3	2.5
	Fe	210	46	120	130	120	120	11	40	39	52
	Co	0.14	0.040	0.099	0.099	0.095	0.071	-	0.019	-	0.045
	Ni	3.2	2.5	2.4	3.1	2.8	0.43	0.87	0.77	0.82	0.72
	Cu	8.3	8.8	4.7	6.3	7.0	-	5.1	1.8	2.2	3.0
	Zn	62	18	37	40	39	23	5.7	12	12	13
	As	7.8	5.1	5.1	5.1	5.8	1.2	0.51	1.2	1.5	1.1
	Se	1.8	0.85	1.3	1.3	1.3	0.59	0.23	0.37	0.35	0.38
	Rb	0.95	0.12	0.44	0.48	0.50	0.53	0.068	0.23	0.29	0.28
	Mo	1.1	0.66	0.97	1.3	1.0	0.21	0.044	0.14	0.24	0.16
	Sb	1.1	0.37	0.88	0.86	0.81	0.44	0.18	0.29	0.36	0.32
	Cs	0.19	-	0.09	0.093	0.12	0.068	0.039	0.043	0.033	0.046
	Ba	7.9	1.5	3.9	5.3	4.7	6.8	1.8	1.8	0.83	2.8
	La	0.17	0.038	0.051	0.078	0.085	0.065	-	-	-	0.065
Ce	0.33	0.090	0.086	0.14	0.16	0.13	0.0096	0.034	0.034	0.052	
Sm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
Hf	-	0.29	-	-	0.29	-	0.11	-	-	0.11	
W	0.37	0.16	0.18	0.34	0.26	0.094	0.050	0.042	0.069	0.064	
Ta	0.036	-	-	0.040	0.038	0.022	-	0.020	-	0.021	
Th	0.024	-	-	0.012	0.019	0.019	-	-	-	0.019	
Pb	18	5.4	8.5	12	11	8.0	0.97	3.1	4.8	4.2	
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	OC1	0.20	0.064	0.14	0.035	0.11	0.13	0.047	-	0.028	0.068
	OC2	1.1	0.81	0.90	0.55	0.84	0.85	0.60	0.37	0.41	0.56
	OC3	0.73	0.62	0.92	0.53	0.70	0.61	0.50	0.71	0.55	0.59
	OC4	0.45	0.31	0.55	0.20	0.38	0.33	0.22	0.27	0.19	0.25
	OCpyro	0.97	0.70	0.94	0.67	0.82	0.83	0.56	0.65	0.65	0.68
	EC1	1.0	0.71	1.1	0.97	0.96	0.77	0.45	0.93	0.99	0.78
	EC2	1.0	0.87	0.92	0.62	0.85	0.84	0.53	0.52	0.57	0.61
	EC3	0.088	0.072	0.087	0.031	0.070	0.073	0.063	0.032	0.032	0.050
	OC	3.4	2.5	3.5	2.0	2.8	2.7	1.9	2.0	1.8	2.1
	EC	1.2	0.96	1.2	0.95	1.1	0.85	0.48	0.82	0.94	0.77

注) 本表には、各地点の季節平均値及び年平均値を示す。
 平均値の算出において、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の2分の1の値を用いた。
 「-」は当該期間のデータが全て検出下限値未満であったことを示す。
 CO：有機炭素、COpyro：炭素補正值、EC：元素状炭素

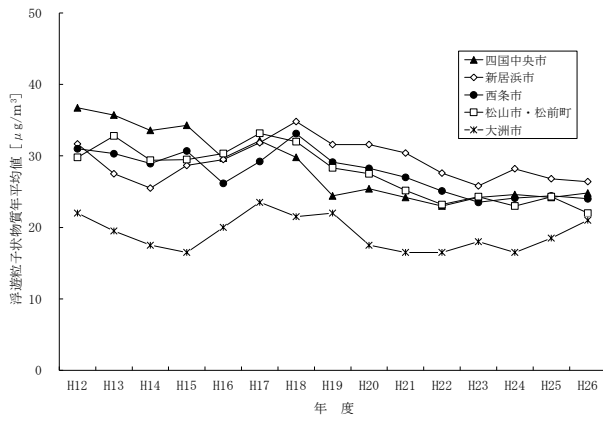
資料 2-14 地域別二酸化硫黄濃度経年変化 (年平均値)



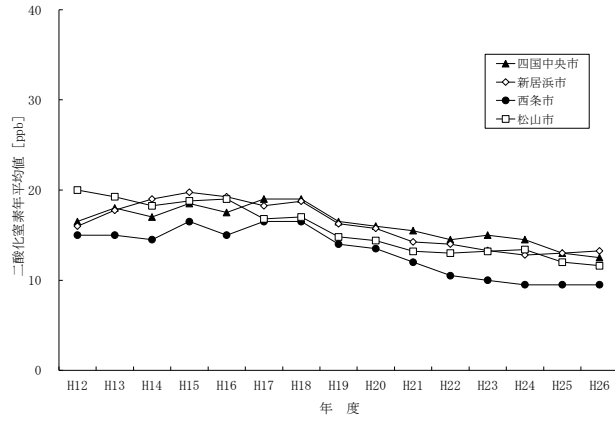
資料 2-15 地域別一酸化炭素濃度経年変化 (年平均値)



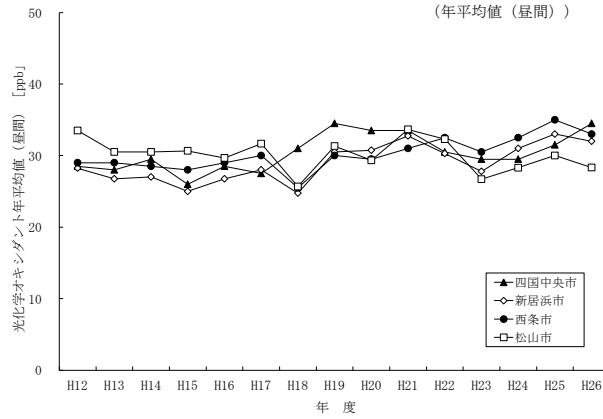
資料 2-16 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化 (年平均値)



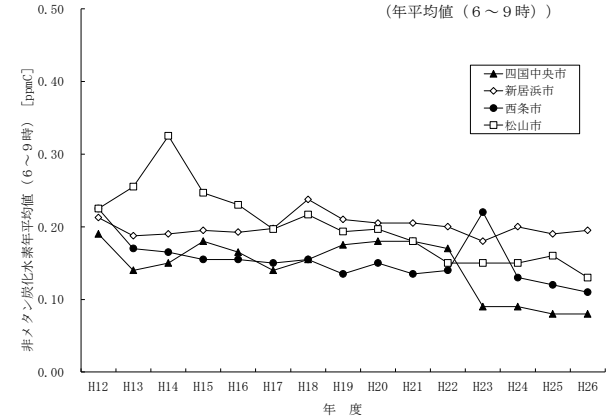
資料 2-17 地域別二酸化窒素濃度経年変化 (年平均値)



資料 2-18 地域別光化学オキシダント濃度経年変化 (年平均値 (昼間))



資料 2-19 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化 (年平均値 (6~9時))



資料 2-20
主要道路近傍一酸化炭素測定結果（平成26年度）

(単位：ppm)

市町名	道路名	測定結果	
		1時間値の 最低値～ 最高値	日平均値
四国中央市	国道11号	0.2～0.4	0.2
新居浜市	〃	0.3～0.8	0.5
西条市	〃	0.4～0.6	0.4
砥部町	国道33号	0.3～0.5	0.4

資料 2-21
降下ばいじん測定結果（平成26年度）

(単位：t/km²/月)

市名	測定地点	用途地域	測定結果 (年平均値)
四国中央市	西新町	—	1.8
	金生公民館	住	2.0
	松柏小学校	住	2.6
今治市	常盤小学校	住	3.9
	枝掘児童館	住	3.7

資料 2-22 有害大気汚染物質調査結果（平成26年度）

(単位：μg/m³)

	物質名	測定結果			基準値等 (年平均値)
		新居浜市	西条市	宇和島市	
環境基準 設定項目	ベンゼン	1.6	—	0.77	3
	トリクロロエチレン	0.014	—	0.010	200
	テトラクロロエチレン	0.0095	—	0.0095	200
	ジクロロメタン	0.35	—	0.27	150
指針値 設定項目	アクリロニトリル	0.11	—	0.0080	2
	塩化ビニルモノマー	0.22	—	0.0090	10
	ニッケル化合物	0.0046	0.0062	0.0022	0.025
	水銀及びその化合物	0.0030	—	0.0025	0.04
	クロホルム	0.063	—	0.064	18
	1,2-ジクロロエタン	0.060	—	0.084	1.6
	1,3-ブタジエン	0.031	—	0.013	2.5
	ヒ素及びその化合物	0.0049	0.012	0.0028	0.006
	マンガン及びその化合物	0.019	—	0.016	0.14
その他 優先取組 物質	ホルムアルデヒド	3.5	—	3.4	—
	アセトアルデヒド	3.4	—	4.2	—
	ベリリウム及びその化合物	0.000017	—	0.000024	—
	クロム及びその化合物	0.0026	—	0.0030	—
	ベンゾ[a]ピレン	0.00023	—	0.00017	—
	トルエン	4.8	—	2.6	—
	塩化メチル	1.1	—	1.1	—

資料 2-23 大気環境中重金属調査結果（平成26年度）

(単位：ng/m³)

調査地点	調査月	ニッケル化 合物	ベリリウム 及びその化 合物	マンガン及 びその化 合物	クロム及び その化合物	ヒ素及びそ の化合物	鉛及びその 化合物	カドミウム 及びその化 合物
四国中央市（上分小学校）	8, 2	1.3～4.3	<0.026～ 0.028	6.5～19	1.3～3.0	1.9～2.7	3.6～11	0.37～0.60
新居浜市（東子こども・女性支援センター）	毎月	<0.57～9.6	<0.026～ 0.048	7.5～60	<0.63～6.5	0.53～22	3.9～41	0.072～4.9
西条市（新居宇摩農業協同組合）	毎月	<0.57～14	<0.026～ 0.20	9.1～130	1.1～10	0.59～43	3.9～79	0.075～11
西条市（西条市児童公園）	毎月	0.97～16	<0.026～ 0.14	13～180	0.92～11	0.62～35	4.4～75	0.081～6.8
松山市（県生活保健ビル）	8, 2	<0.57～9.7	<0.026	3.9～14	1.2～5.6	0.73～0.99	5.5～13	0.097～ 0.17
宇和島市（県南予地方局）	毎月	<0.57～6.4	<0.026～ 0.15	1.7～39	<0.63～5.6	0.15～6.1	0.62～39	0.027～ 0.91

注 調査結果は最小値～最大値。

資料 2-24 愛媛県における近年の光化学スモッグ注意報発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント 最高濃度 (ppm)
平成2年	6月7日	東予市	15:00~20:00	0.137
		川之江市	16:00~19:00	0.131
	8月7日	西条市	16:00~18:00	0.120
		東予市	17:00~18:00	0.128
	8月26日	新居浜市	15:00~17:00	0.121
平成5年	8月31日	新居浜市	16:00~19:00	0.141
平成6年	7月21日	伊予三島市	17:00~18:00	0.120
		新居浜市	17:00~19:00	0.121
平成9年	6月13日	新居浜市	16:00~17:00	0.127
	7月22日	新居浜市	17:00~20:00	0.134
	7月23日	新居浜市	17:00~20:00	0.128
平成10年	8月23日	新居浜市	14:00~17:00	0.137
平成11年	6月6日	伊予三島市	16:00~19:00	0.128
平成15年	5月23日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成16年	6月4日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成19年	5月9日	新居浜市	12:00~19:00	0.139
		四国中央市	14:00~19:00	0.135
	5月27日	四国中央市	14:00~20:00	0.129
		松山市	15:00~19:00	0.136
		新居浜市	16:00~20:00	0.136
	9月12日	新居浜市	18:00~19:00	0.125
平成20年	5月26日	新居浜市	17:00~19:00	0.123
平成21年	6月25日	新居浜市	17:00~19:00	0.127
	8月18日	新居浜市	17:00~18:00	0.120
	8月19日	新居浜市	16:00~19:00	0.129
平成22年	6月11日	新居浜市	14:00~16:00	0.120
	7月8日	新居浜市	16:00~18:00	0.128
	8月3日	新居浜市	17:00~19:00	0.129
平成23年 ~26年	注意報発令なし			

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料 2-25 大気汚染防止のための規制の概要

種 類		排出基準等						直罰適用	
		大気汚染防止法			県公害防止条例				
		基 準	特別排出基準	基準設定方式	上乘せ	横だしすそのばし	総量規制		
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K値	無	有	有	有	
	総量規制（指定地域）								
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無		有
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無		有
	特定有害物質	未指定			無			無	
特定物質		事故時規制			無	有	無	無	
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無	
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無			無	
		排出等作業の基準			無			無	
指定物質		全国一律	無	濃度	無			無	

資料 2-26 大気汚染防止法による排出基準

○硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市 (一部を除く)	旧新居浜市 旧西条市	旧東予市 旧小松町	旧今治市	旧松山市 松前町	その他
K値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 旧新居浜市及び旧西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

○ばいじんの排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (g/Nm ³)
ボイラー（重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの）	排ガス量が20万Nm ³ /h以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ /h以上20万Nm ³ /h未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上4万Nm ³ /h未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	0.30

○窒素酸化物の排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (ppm)
ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの）	排ガス量が50万Nm ³ /h以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上50万Nm ³ /h未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料2-27 県条例による上乘せ排出基準

番号	区 域	ばい煙発生施設		大気汚染防 止法第2条 第1項第3 号に規定す る物質	許容限度 (単位温度 が零度であ つて、圧力 が1気圧の 状態に換算 した排出ガ ス 1m ³ につ き mg)
		種 類	規 模		
1	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城カ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 (3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉 (4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30以上であること。 原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	塩素	20
2	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 (3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉 (4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30以上であること。 原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	塩化水素	50

3	<p>新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。)及び西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港、栄町、神拝、喜多川、樋之口、古川、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙(1 番地から 123 番地までの区域を除く。)、中西、安知生、洲之内、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、檜木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、氷見丙、明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町(新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。)並びに丹原町(願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。)の区域</p>	<p>窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほこる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの</p>	<p>火格子面積が 1 m²以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 500 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。</p>	弗素、弗化水素及び弗化珪素	8.0
		<p>燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)</p>	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 500 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。</p>		
		<p>弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)</p>	<p>伝熱面積が 10m² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。</p>		
		<p>トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>原料の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、火格子面積が 1 m² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 500 以上であること。</p>		
		<p>アルミニウムの製錬の用に供する電解炉(弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。)</p>	<p>電流容量が 30kA 以上であること。</p>		

資料2-28 ばい煙発生施設市町別届出数

(平成26年度末現在)

区分 項番号 及び 施設名	大気汚染防止法 施設数													県公害防止条例 施設数							事業所数	施設数	事業所数																			
	施設数													施設数																												
	1	2	3	5	6	7	8	8の2	9	10	11	13	14	19	24	27	29	30	31	小計				事業所数	1	2	3	4	5	6	7	小計	事業所数									
市町名	ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	触媒再生塔	燃焼炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	乾亜硫酸焙焼炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	鉛二次溶解炉	硝酸吸収施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	小計	事業所数	ボイラー	アルミ溶解炉等	スレーションアルキルフラクア施設等	石油脱硫施設	小計	事業所数												
四国中央市	271	29	1					6	1	1	14	3							3	3	27	25		324	60	119	27	15	20					35	9	359	60	128	27			
新居浜市	106	8	5	6	9	7		2	4	8	22				1	5	4	3	2	2	76	74		260	84	74	8							8	5	268	84	79	36			
西条市	161	11	1	17	33	1		1	1	8	2	4	9	9		1			7	7	53	39		299	67	103	31	15	1					16	8	315	67	111	31			
今治市	139	2				2	16	1	2	4	6	7	3						4	4	55	41		240	47	101	35	10	1					4	15	7	255	47	108	35		
上島町	5										1								1					7	0	4	0	4						4	2	11	0	6	0			
東温市	47								2	6	6								2	2	24	24		87	26	34	13							0	0	87	26	34	13			
久万高原町	10									2	3								2	2				17	2	11	2	4						4	2	21	2	13	2			
伊予市	41										2								4	4	16	16		63	20	27	13	13						13	6	76	20	33	13			
松前町	39	4							3	3	1										6	3		53	7	22	3	4						4	2	57	7	24	3			
砥部町	8									1											3	3		12	3	10	3	9						9	4	21	3	14	3			
内子町	24									3	4										5	5		36	5	22	3	6						6	3	42	5	25	3			
大洲市	80										3								1	1	7	7		91	8	44	7	20						20	9	111	8	53	7			
八幡浜市	35										3								4	2	15	11		57	13	27	9	4						4	2	61	13	29	9			
伊方町	17	2																	3	3	12	12		32	17	13	4	4						4	2	36	17	15	4			
西予市	60										3								3	3	12	12		87	16	42	9	11						11	5	98	16	47	9			
宇和島市	70								4		6								4	4	18	17	2	104	23	62	19	2	1					3	2	107	23	64	19			
鬼北町	10										2								2	2	1	1		15	3	8	2	2						2	1	17	3	9	2			
松野町	4																						4	0	2	0	2							2	1	6	0	3	0			
愛南町	23									1	4										3	3		31	3	20	3	2						2	1	33	3	21	3			
合計	1150	56	1	6	23	45	24	1	9	3	27	41	1	85	3	12	9	1	5	0	3	42	39	333	293	2	2	1819	404	745	219	135	20	3	0	4	162	71	1981	404	816	219

備考 大気汚染防止法のボイラー、ガス発生炉、その他の乾燥炉、廃棄物焼却炉、亜鉛焙焼炉、乾燥炉、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数は、内数で、電気事業法の電気工作物、ガス事業法のガス工作物及び鉱山保安法に係る施設に関する数である。

資料2-29 揮発性有機化合物排出施設市町別届出数 (平成26年度末現在)

項番号 及び 施設名 市町名	1	2	3	4	7	9	施設数	事業場数
	す製るととし る造化学してC 乾の学使を 燥用に品用溶 施に品の用溶 設供のす剤	塗 装 施 設	す塗 る装 乾の 燥用 施に 設供	着製は るの造に離 乾用に係紙 燥に係る等 施供す接の	のグ 乾用にピア印 燥に供す刷	貯 蔵 タ ン ク		
四国中央市				15	4		19	6
新居浜市	1			1			2	2
西条市		1					1	1
今治市			1			6	7	3
上島町							0	0
東温市							0	0
久万高原町							0	0
伊予市							0	0
松前町	1						1	1
砥部町							0	0
内子町							0	0
大洲市							0	0
八幡浜市							0	0
伊方町							0	0
西予市							0	0
宇和島市							0	0
鬼北町							0	0
松野町							0	0
愛南町							0	0
合計	2	1	1	16	4	6	30	13

資料2-30 一般粉じん発生施設市町別届出数

(平成26年度末現在)

区分 施設名	大気汚染防止法						県公害防止条例						計									
	施設数			事業所数	小計	事業所数	施設数			小計	事業所数	施設数		事業所数								
	鉱物土石堆積場	ベルトコンベア	バケットコンベア				破砕機 摩砕機	ふるい	鉱物土石堆積場						ベルトコンベア	皮はぎ、 砕木機、 帯のこ	のこくず 又はチップ 堆積場					
市町名	1,000m ² 以上	巾0.75m以上	容量0.03m ³ 以上	75kW以上	15kW以上	500m ² 以上 1,000m ² 未満	巾0.5m以上 0.75m未満	7.5kW以上 500m ² 以上														
四国中央市	13	27	24	1		5	20	25	6	56	24	97	24	36	1							
新居浜市	26	86	9	8	12	2	110	20	5	137	15	270	21	24	2							
西条市	32	4	14	22	25	11	221	31	3	266	36	441	19	51	2							
今治市	22	70		13	14	12	112	13		137	31	256	0	48	0							
上島町						2		1		3	2	3	0	2	0							
東温市	10	84		32	19	5	158	5		168	12	313	0	21	0							
久万高原町	4	12		10	6	2	39			41	5	73	0	7	0							
伊予市	5	5		1	2	3	11	4		18	9	31	0	16	0							
松前町	4	4	1			7	20			27	12	35	1	19	1							
砥部町	3						1	1		2	2	5	0	4	0							
内子町	5	27		8	2		48	2	1	51	9	93	0	18	0							
大洲市	4	28		11	6	5	53	14	3	75	21	124	0	29	0							
八幡浜市	5	5		1	0		8	1		9	3	20	0	10	0							
伊方町	2	1		1	0		2			2	1	6	0	3	0							
西予市	6	50		14	14	2	51	12		65	16	149	0	23	0							
宇和島市	10	19		7	3	4	18	2		24	7	63	0	16	0							
鬼北町	1	8		2			19	2		21	3	32	0	6	0							
松野町	1	6		1	3	2				2	1	13	0	2	0							
愛南町	2	16		6	7	1	5			6	4	37	0	6	0							
	155	16	540	48	5	1	138	113	951	65	128	6	63	896	133	18	1110	213	2061	65	341	6

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、バケットコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

資料 2-31 緊急時発令基準

区分	汚染物質別発令基準				解除基準
	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	
前日予報					一の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわるとき、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなると認められるときとする。
予報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあると予測したとき
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値≧0.15ppm	2.0mg/m ³ 以上×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上
警報	(A) 注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上
重大緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m ³ 以上×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上
(注)	<p>1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>3. オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。</p> <p>4. 硫黄酸化物にかかる予報については、日没後の発令は行わないものとする。</p>				

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前 日 報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予 報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。 2. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫黄酸化物排出にかかる自主制限協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 2. 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。 3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 4. 炭化水素揮発防止について協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。 2. 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市役所に連絡する。 3. ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。
警 報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第2の(A)の場合 協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告 2. 別表第2の(B)の場合 協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請 3. その他については注意報時と同じ。 	同 上	<ol style="list-style-type: none"> 4. 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。 5. 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。 6. 動植物に異常を認めた者は、地方局、家畜保健衛生所又は市役所に連絡する。 7. 状況に応じて屋外燃焼を中止する。
重 大 緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第2項、条例第26条) 2. その他については注意報時と同じ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第2項、条例第26条) 2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請(法第23条第2項) 3. その他については注意報時と同じ。 	